

○海上自衛隊における教育訓練の検閲の実施要領について（通達）

平成10年8月27日

海幕運第3998号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

海上自衛隊における教育訓練の検閲の実施要領について（通達）

標記について、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）第48条第1項及び海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号）第37条第4項の規定に基づき、別紙のとおり定める。

なお、海上自衛隊検閲実施要領に関する通達（海幕防防第213号。30.8.17）は、廃止する。

関連文書：別紙

別紙

教育訓練の検閲実施要領

1 趣旨

この通達は、海上自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）の教育訓練の検閲（以下「検閲」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 検閲の意義

海上自衛隊の部隊等における教育訓練の成果を評価し、将来の運営と向上に資するとともに、各種任務行動に応ずる態勢及び任務遂行能力を検し、即応態勢の向上を期する。

3 検閲官付

検閲官は、検閲官付として所要の部下隊員を指名し、検閲官を補佐させるものとする。ただし、必要に応じ、受閲する部隊等（以下「受閲部隊等」という。）に属さない幹部自衛官（相当事務官等を含む。）及び受閲部隊等の中で直接受閲しない部隊等の幹部自衛官を、その所属する長と協議の上、検閲官付として指定し、検閲官を補佐させることができる。

4 検閲実施事項等

(1) 検閲実施事項は、次を標準とする。ただし、検閲官は、受閲部隊等の任務に応じ、一部を省略して行うことができる。

- ア あいさつ
- イ 現状報告
- ウ 分隊点検
- エ 諸点検
- オ 書類査閲
- カ 指定作業
- キ 試問

(2) 検閲項目は、次を標準とする。ただし、検閲官は、状況によりその一部を省略するか、又は他の項目を加えることができる。

- ア 士気、規律、風紀及びサービスの状況
- イ 教育訓練の状況
- ウ 各種行動に対する準備及び業務の状況

エ 艦艇、航空機、武器、物品、施設等の保存整備及び管理運用の状況

5 礼 式

海上自衛隊礼式規則（昭和40年海上自衛隊達第33号）による。

6 服 装

(1) 検閲官及び検閲官付

ア 通常礼装（夏期は第1種夏服）に腕章を着用する。ただし、諸点検、指定作業等の場合には、必要に応じて作業服装等とすることができる。

イ アの腕章の色別は、次のとおりとする。

検閲官 赤白赤

首席検閲官付 赤 白

検閲官付 赤

(2) 受閲者

通常礼装（夏期は第1種夏服）とする。ただし、受閲部隊等の長が必要と認める場合は、あらかじめ検閲官の許可を得て、作業服装等とすることができる。

7 検閲の実施

(1) あいさつ

ア あいさつ者の範囲は、検閲官所定とする。

イ あいさつ者名簿は、検閲開始前に検閲官に2部提出するものとする。

あいさつ者名簿の様式は、付紙様式のとおりとする。

ウ あいさつ要領は、別の定めによる。

(2) 現状報告

受閲部隊等の長は、次の事項について報告し、詳細は文書（様式適宜）により検閲官の示す部数を提出するものとする。

ただし、必要に応じ受閲部隊等の長は、指定する者に追加報告させることができる。

ア 人 事

イ 士気、規律、風紀及び服務

ウ 教育訓練

エ 行動準備及び業務の実施

オ 保存整備及び管理運用

カ 要望事項

キ その他

(3) 分隊点検

受閲部隊等の内規による。

(4) 諸点検

受閲部隊等の内規による。

(5) 書類査閲

ア 検閲中、随時又は事前に指定して行う。

イ 受閲部隊等の長は、検閲官付の求めに応じ、部下隊員を立ち合わせるものとする。

(6) 指定作業

次に掲げる諸作業のうちから、全般又は特に指定する部隊等に対し、適宜想定を与えて実施する。

ア 行動準備に関する作業

- イ 出入港、航海、運動に関する作業、飛行作業及び掃海作業
- ウ 航泊時における戦闘諸訓練作業
- エ 各種部署訓練作業
- オ その他検閲官が必要と認める作業

(7) 試問

検閲中、随時行う。ただし、幹部自衛官（相当事務官等を含む。）に対しては、検閲官が別に指定して行うことがある。

8 成績の評定

成績の評定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 検閲官の定める検閲項目について、各項目の配点基準に対する評定得点を与える。
各項目の配点基準は、検閲官が定める。
- (2) 各項目の評定得点及びその総合得点に基づき、次号に定めるところにより、各項目及び総評についての評語を与える。
- (3) 評語は、得点の百分率に応じ次のとおりとする。

拔群	95%以上
極めて優良	90%以上
優良	85%以上
おおむね優良	80%以上
良好	70%以上
おおむね良好	60%以上
可	50%以上
不良	50%未満

9 講評訓示

- (1) 検閲官は、検閲終了後、検閲の成績について講評訓示を行い、細部にわたる事項は、別に講評覚書をもって示達する。
- (2) 講評は、総評及び各項目について、前項第3号に定める評語により行う。
- (3) 直接講評訓示を受ける者の参集範囲は、検閲官所定とする。

10 報告

海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号）第37条第1項に規定する部隊の長は、検閲を実施した場合、経過、成績及びその他必要と認める事項について、順序を経て海上幕僚長に報告するものとする。

付紙様式

あいさつ者名簿

職	補職年月日	階 級	氏 名